

議案第 28 号

山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例
等を廃止する条例の制定について

山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例等を
廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例
等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 山陽小野田市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例
(平成 17 年山陽小野田市条例第 74 号)
- (2) 山陽小野田市新幹線厚狭駅整備基金条例 (平成 17 年山陽小野田市条例
第 75 号)
- (3) 山陽小野田市新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金条例 (平
成 17 年山陽小野田市条例第 76 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 30 日から施行する。
(財産の帰属)
- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の山陽小野田
市津布田一丁田地区かんがい排水施設維持管理運営基金条例、山陽小野田市
新幹線厚狭駅整備基金条例及び山陽小野田市新山野井工業団地かんがい揚水
施設維持管理基金条例に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財
産は、この条例の施行の日において、一般会計に属するものとする。